

意見書（医師記入）

保育園 園長

組 園児氏名

該当疾患にをお願いします

感染症名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
インフルエンザ（A・B）	発症した後5日経過し、かつ解熱後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス感染症）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎 （はやり目・アデノウイルス感染症）	感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染のおそれがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染のおそれがないと認められていること

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

保育園には 年 月 日から登園可能とします。

記入日 年 月 日

医療機関

医師名

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間を配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能状態になってからの登園であるようにご配慮ください。

●出席停止期間の算定について

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日（1日目）、水曜日（2日目）及び木曜日（3日目）の3日間を休み、金曜日から登園許可（出席可能）ということになります。（図1）

図1 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方

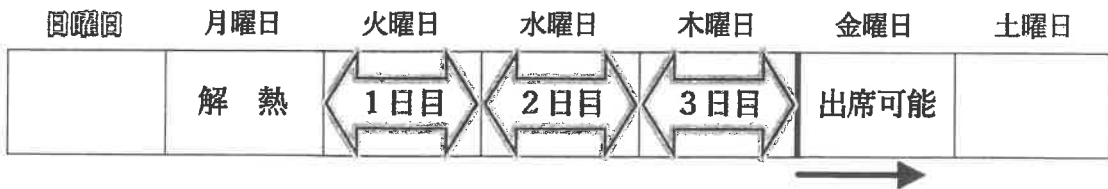
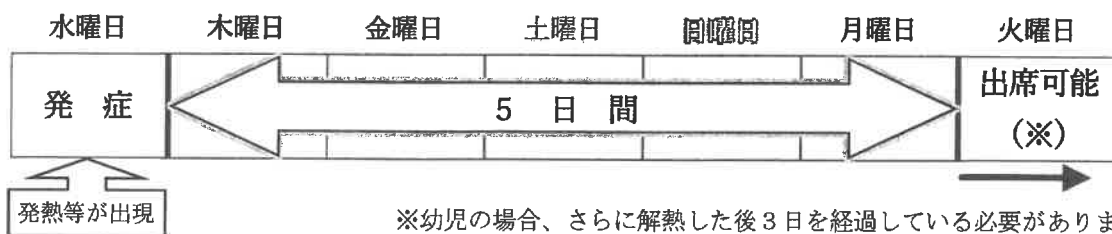


図2 インフルエンザに関する出席停止の考え方

インフルエンザにおいて、「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から1日目と数えます。

（図2）。「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

なおインフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過」するまでであるため、この両方の条件を満たす必要があります。



※幼児の場合、さらに解熱した後3日を経過している必要があります。

保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)より

●新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準

- ・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
- ・無症状の場合は、検査日から5日を経過するまで

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症 (発熱)	症状継続	→	解熱	1日目	→	登園可能		
例2	発症 (咳等)	症状継続	→			症状軽快	1日目	登園可能	
例3	検査日	無症状	→				登園可能		

※無症状で検査陽性の後、発症した場合は、改めて医療機関を受診するとともに登園について相談してください。